

## 学習者用コンピュータの持ち帰りに関わるご家庭へのお願い

朝日小学校 校長 弦間 享

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新しい時代の教育として、ICTを利活用した学習を取り入れる「GIGAスクール」が国の施策として進められています。甲府市でも一人一台の学習用コンピュータ（以下、「コンピュータ」とする）を準備し、全ての児童生徒に貸与する形で令和3年度から本校においても利用を開始しています。令和4年度には学習者用コンピュータを持ち帰り、学校の学びが家庭においても継続して実施できるように準備を進めております。

つきましては、持ち帰りに関わって、ご承知おきいただきたいこと、お願いしたいことについて以下にまとめましたので、ご理解とご協力をお願いします。

### ① 「コンピュータ」の貸し出しについて

- ・ NEC社のクロームブックというコンピュータを使います。Google社のGoogle Workspace for Educationというサービスやライズ社のデジタルドリルを利用して学習を進めます。
- ・ コンピュータは主として学校で利活用しますが、ご家庭にも持ち帰って、家庭学習に利用しながら卒業まで使用しますので、お子さんが大切に使えるよう、ご家庭でも適宜ご指導をお願いします。
- ・ 学習者用コンピュータは小・中学校の卒業時に学校に返却をお願いします。

### ② ご家庭でのWi-Fi使用について

- ・ 持ち帰ったコンピュータをより活用するためには、ご家庭におけるWi-Fi環境が必要になります。
- ・ 現在Wi-Fi環境があるご家庭には、お子さんが持ち帰るコンピュータをご家庭のWi-Fiルータ等に接続し、使用していただきますようご協力をお願いします。なお、通信料に制限のある契約をしているご家庭においては、下の資料を参考に、必要に応じて契約見直し等のご検討をお願いします。

資料 仮に1か月間の臨時休業が生じた場合、1日1～2回のオンライン学活をする  
と「7 GB」程度の通信料が発生すると想定されます

- ・ 現在、Wi-Fi環境がないご家庭においては、できる限りご家庭のWi-Fi環境を整えていただきますようお願いするとともに、整備されるまでは教育委員会が用意するモバイルルータの貸し出しを行います。このモバイルルータのみではインターネットに接続はできません。ご家庭ごとに通信会社のSIMカードをご契約いただきモバイルルータに挿入することで利用できます。通信料はご家庭の負担をお願いします。また、スマートフォン経由で学習者用コンピュータをインターネット接続（テザリング）することも可能な場合がありますが、その際の通信料もご家庭の負担となります。
- ・ ご家庭にWi-Fi環境がなくても、eライブラリをはじめとした課題は学校にて各端末にダウンロードを行い、家庭で実施することもできます。

### ③ 持ち帰る「コンピュータ」の扱いについて

- ・お子さん本人が学習ために利用するものとします。
- ・学校で充電したものを持ち帰ります（満充電で11時間利用可能）。長期休業中に学校の充電器を利用したい場合は学校の先生にご相談下さい。（USB-C端子の充電器で充電可能です）
- ・低学年のお子さんについては、機器やアプリの操作に、保護者のご支援が必要な場面もあると思われます。わかる範囲で結構ですのでご支援をお願いします。
- ・「コンピュータ」は比較的丈夫なものを用意していますが、不注意による破損等がないよう、ご指導をお願いします。
- ・長期休業中は家庭での利用時間を決めるなどの規則正しい生活が行われるようにお子様ときまりをつくり運用して下さい。

### Q&A

#### Q1 家に「コンピュータ」を持ち帰って、何をしますか。

A1 学校から指示のあった宿題や課題に取り組みます。デジタルドリルによって、個別に最適化された学習（一人一人に応じた学習）が可能となります。またレポートやプレゼンテーションの作成や調べ学習など、情報活用能力を育てるための課題が出されることもあります。長期の臨時休業の際には、家庭からオンライン授業を行うことも考えられます。ご家庭にWi-Fi環境がない場合も、ライズ社のeライブラリ（学習ドリルソフト）のみ、課題を学校でダウンロードを行い、家庭で実施することが可能です。

#### Q2 もし、家庭で使用しているときに「コンピュータ」が破損してしまったら、どうすればいいですか。

A2 翌日、学校（担任）に破損したときの状況を電話などで伝え、「コンピュータ」を渡してください。修理等が必要な場合は、予備機を貸し出します。予備機の数多くないので大切に使用していただくよう、ご指導をお願いします。故意による破損については、弁償をしていただく場合もありますので、ご了承ください。

#### Q3 破損したかわからないが、「コンピュータ」が思うように動かない（起動できない・アプリが使えないなど）場合はどうすればいいですか。

A3 翌日、学校（担任）に破損したときの状況を電話などで伝え、「コンピュータ」を渡してください。状況確認をして、対応をお知らせします。その日の宿題については別日に実施してください。

#### Q4 夜遅くまで使ったり、有害サイトにアクセスしたりしないか心配です。何か対策をしていますか。

A4 お子さんが使用する「コンピュータ」にはチエル社のフィルタリング制御が行われており、有害サイトへのアクセスを高度にブロックしています。夜遅くまで使用し続けることがないように、保護者からのお声がけをお願いします。目指すのはお子さんが自律的に利用をコントロールできるようになることです。そのための指導や支援を学校でも同時に計画していきます。ご家庭での利用について、この機会に話し合う時間を設けてみてください。

#### Q5 貸し出された「コンピュータ」を壊してしまわないか、心配です。家では家にあるコンピュータを使ってもいいですか。

A5 大切に利用できるように、ご家庭で端末が入る布製の袋（指定のものはありません）などの準備の検討をお願いします。お子さんに付与されているアカウントはGoogle社の提供するGoogle Workspace for Educationというサービスのアカウントです。貸し出した「コンピュータ」だけでなく、他のPCやタブレット、スマートフォンからログインすることは可能です。ただし、GIGA端末以外ですと、フィルタリング制御がQ4のように働きませんので、ご注意ください。